Ⅱ　障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★今までの改正のポイント★

H23.10　**■地域における自立した生活のための支援の充実**

・グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度１万円）が図られました。

・視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

H24.4　**■利用者負担の見直し**

・応能負担の原則を明確化することに加え、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、障がい者の負担軽減が図られました。

■相談支援の充実

・基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。

・長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

・障害者自立支援法と児童福祉に規定されていた障がい児の通所施設・通所サービスが、児童福祉法の規定に一本化され、障がい児施設の一元化と通所サービスの実施主体が見直されました。

■実施主体が北海道から市町村に

・重症心身障がい者の療養介護サービスの実施主体が北海道から市町村に変更になりました。

H25.4　**■障がい者の範囲の見直し**

・発達障がいが障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。

・難病等の方々も、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

（H25.４からの対象疾患130、H27.１から151疾患、H27.７から332疾患、H29.４から358疾患に拡大されました。）

H26.4　**■重度訪問介護の対象拡大**

・重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加されました。

■共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

・障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化されました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

・地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

・「障害程度区分」が、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

★本計画における滝川市の取り組み★

■国の基本指針の主なポイント

- 地域における生活の維持および継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障がい者支援の一層の充実

■就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、生活リズム、家計や体調の管理などの就労に伴う課題解決に向けて、企業や自宅への訪問や本人の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

■地域生活を支援するための新たなサービス（自立生活援助）

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で賃貸住宅等で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、地域住民と関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言等を行うものです。

入院中の精神障がい者等の地域移行、地域定着支援サービスとも連携し取り組んでまいります。

■保育所等訪問支援の体制構築

平成２４年４月施行の改正児童福祉法により創設された支援で、保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児を障がい児支援に関する相当の知識と経験を有する訪問支援員が訪問し、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

■地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を関係機関と協議しながら進めます。

■共生型サービスにおける体制の整備

あらゆる関係者が横断的に福祉を担う「地域共生社会」に向けた施策の一環として、65 歳以上になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用しやすくするために、介護保険事業所など関係機関と連携を図り、共生型サービスに対応可能な体制を取り進めていきます。

★障がい福祉サービス等に係る体系★

介護給付（審査会要）

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 生活介護
- 療養介護
- 行動援護
- 施設入所支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 同行援護
- 重度訪問介護
- 重度障害者等包括支援

訓練等給付

- 就労移行支援
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 就労継続支援（A型・B型）
- 宿泊型自立訓練
- グループホーム家賃助成
- 就労定着支援
- 自立生活援助

障がい児通所支援

- 児童発達支援（医療型含む）
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

相談支援事業

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 児童相談

地域生活支援事業

- 理解促進・啓発事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 自発的活動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 訪問入浴サービス事業
- 移動支援事業
- 相談支援事業（基幹相談支援センター）
- 日中一時支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 社会参加支援事業・声の広報発行
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業

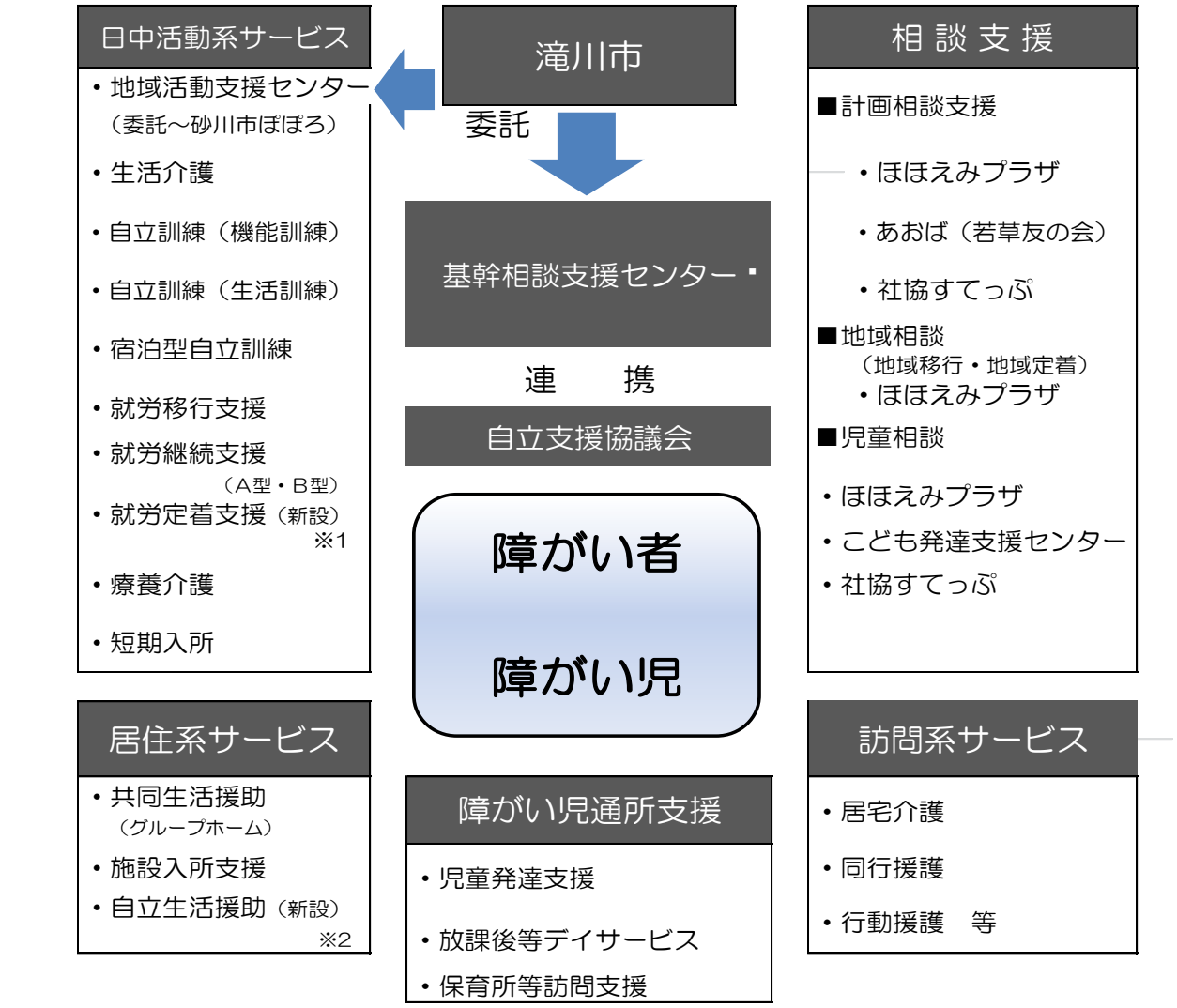

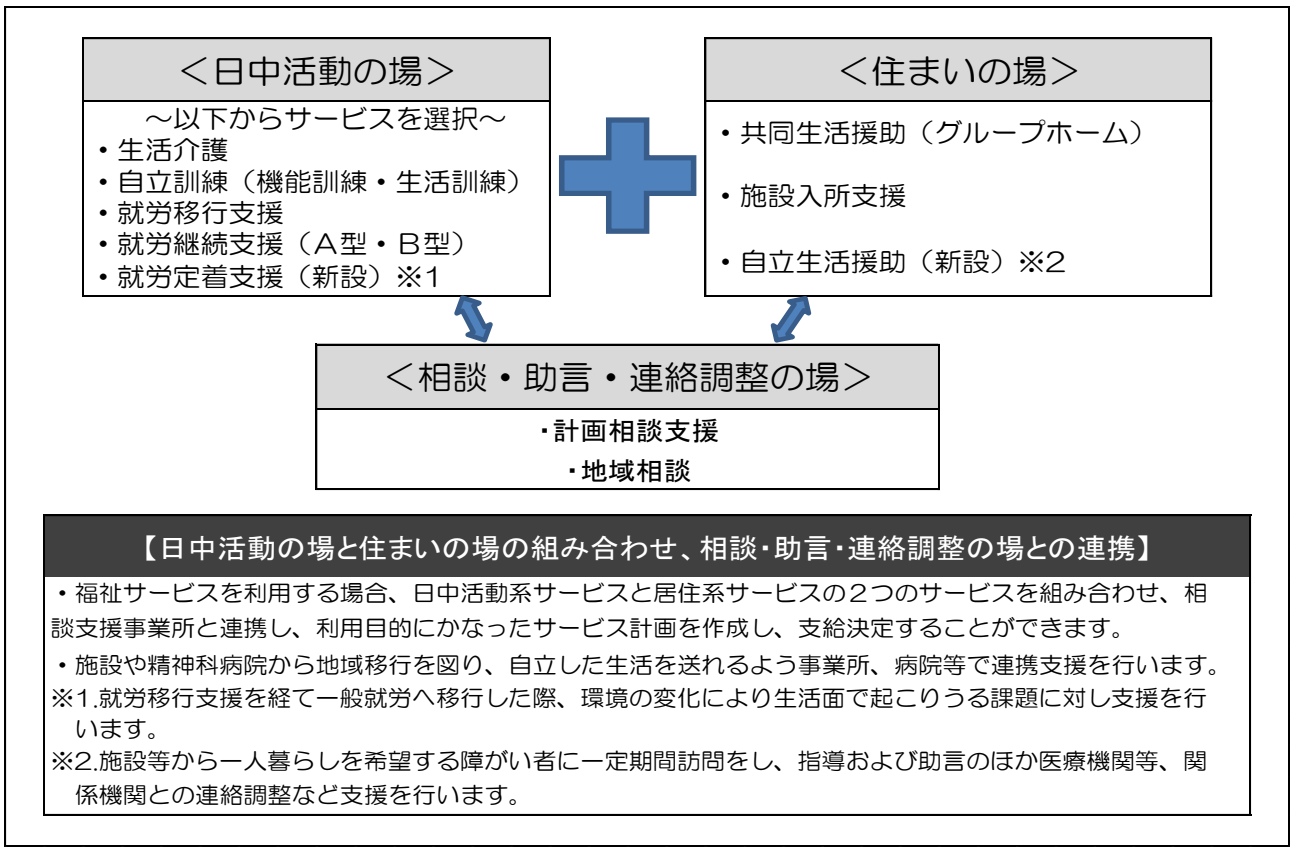

【日中活動の場と住まいの場の組み合わせ、相談・助言・連絡調整の場との連携】

・福祉サービスを利用する場合、日中活動系サービスと居住系サービスの２つのサービスを組み合わせ、相談支援事業所と連携し、利用目的にかなったサービス計画を作成し、支給決定することができます。

・施設や精神科病院から地域移行を図り、自立した生活を送れるよう事業所、病院等で連携支援を行います。

※1.就労移行支援を経て一般就労へ移行した際、環境の変化により生活面で起こりうる課題に対し支援を行います。

※2.施設等から一人暮らしを希望する障がい者に一定期間訪問をし、指導および助言のほか医療機関等、関係機関との連絡調整など支援を行います。